

## 提出された意見等の概要とこれに対する京都府の考え方

意見募集案件	第2次京都府バイオマス活用推進計画
意見募集期間	令和3年12月24日(金)から令和4年1月21日(金)まで
意見提出者数	10人
意見等提出件数	32件

No	項目	意見の要旨	府の考え方(回答案)	最終案該当箇所
1	はじめに	もみ殻については目標を達成し、十分に活用されている状況であることから、2段落目の最後の文は「未利用バイオマスは、もみ殻は十分に活用されているものの、林地残材および竹については経済性の問題や供給が不安定であることから、利用が十分に進みませんでした。」という記述にすべきではないか。	御指摘のとおり、修正します。	P3
2	I 計画の基本的事項	表中、小分類 稲わら・もみ殻に(農作物非食用部)を加えてはどうか。	御指摘のとおり、加筆します。	P8
3		「資源作物 早生樹など」について、「短期成長木など」としてはどうか。バイオマス的には、短期成長木の方が一般的ではないか。	早生樹については、わかりにくい用語であるため、説明を追記します。	P22
4	II バイオマスの利用の現状と課題	2 未利用バイオマス(4)稲わらについて、表2及び表4においても記入すべきではないか。	御指摘のとおり、表2及び表4に稲わらを追記します。	P9、P25
5		未利用バイオマスについて、林地残材、竹、稲わら、もみ殻以外で対象となるバイオマスを取り上げられることを検討されたい。(例えば兵庫県バイオマス活用計画では、麦わらが、新潟県のバイオマス計画では米ぬかや果樹剪定枝が対象になっている。)	現時点で発生量及び利用量を定量化することが困難であるものにつきましては、進捗状況を評価することが難しい点から計画対象としておらず、例示いただいた麦わらや米ぬか、果樹剪定枝はその点から計画対象としておりません。なお、今後発生量及び利用量を定量化することが可能であり、バイオマス利用が望まれる対象がでてきた際は、検討委員会での議論を通じて計画対象とすることは考えられます。	P10～14

No	項目	意見の要旨	府の考え方(回答案)	最終案該当箇所
6	II バイオマスの利用の現状と課題	竹の燃料利用推進をもっと進めてほしいが、進まない背景をもっと詳しく記載すべきではないか。(竹の燃焼による塩素やカリウムの発生が利用しにくい理由だと他のサイトで書かれているが、京都府でも同じ理由であればその旨記載すべき)	御指摘のとおり、竹の燃料利用における課題について追記します。	P12
7		プラスチックごみの問題が深刻化しているため、プラスチックごみ問題について触れるとともに、プラスチックごみ削減とバイオマスとしての有効活用についての記述が必要ではないか。	御指摘のとおり、プラスチックごみ削減のために、バイオマスの活用が重要であると考えており、プラスチックごみ削減とバイオマスの有効活用をつなげた記述を追加します。	P30
8		もみ殻は手間はかかるものの、すき込みによりほ場への土壌改良効果、ケイ酸や有機質の供給源となり、翌年度の水稻生産に資しているとも考えられる。他の方法の利用促進を求めてもよいが、ほ場への運搬・散布をより効率的にする方法を求めるのがよいのではないのでしょうか。最終行を「すき込み以外の利用促進や、より効率的な運搬・散布方法の研究・開発が望まれます。」とされたい。	仰るとおりもみ殻のほ場へのすき込みは土壌改良につながり、翌年度の水稻生産に資していると考えています。2割程度はすき込んでいますので、その作業を効率的に実施することが大事ですので、その点で文章を修正します。	P14
9		稲わらについて現状は記述どおりだが計画としては、もみ殻同様すき込み以外の利用促進を言及しておいてはいいのではないのでしょうか。(ほ場からの回収方法の確立など)	稲わらについて、すき込まれないもののうち焼却されているものは有効利用される必要があると考えますので、その点で文章を加筆します。	P14
10		生ごみについて、近隣市町村との広域連携による一般廃棄物(家庭ごみの中で多くを占める生ごみや汚れた紙)の分別収集(生分解性プラスチックごみ袋)を行い焼却処理するごみの減量化とメタン発酵によるエネルギー回収が重要だと考えます。	御指摘のように、ごみ処理の広域化、減量化、エネルギー回収は重要であると考えており、市町村等と連携して進めていきます。	P15
11		剪定枝について、街路樹だけに限定せず、果樹剪定枝を加える方が良いと考えます。	果樹剪定枝について、現時点で実態が不明ではありますが、今後検討すべきだと思いますので、追記します。	P22
12		資源作物の早生樹について具体的な樹種を示し、利活用を検討されたい。	一般的には、スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量大きな樹種を指します。10年から25年位の比較的短伐期での収穫が可能で、センダン・コウヨウザン等の種類がありますので、検討していきます。	P23

No	項目	意見の要旨	府の考え方(回答案)	最終案該当箇所
13	Ⅲ 利用推進の基本方針と目標	1 基本方針のイメージ図について「10年後の社会のイメージ」と「バイオマスの活用の進んだ社会のイメージ」の2つの説明があり、わかりにくいので、どちらかにすべきではないか。	御指摘の通り、キャプションが重複しておりますので、一つに絞るように修正します。	P24
14	Ⅳ バイオマス活用の推進方向と方策	3 目標「廃棄物系バイオマスは発生量を抑制する取組を進める・・・」とありますが、建設工事は至る所で行われており、壊し建て替えることをやめるべきではないでしょうか。木造建築の保存と、市民が使用できるよう補修に力を入れることを自治体の役割としていただきたいです。そもそも建築資材として、輸入した木材の生産地で環境破壊、気候変動などが起きているのは日本で大量に使用してきたことが影響しているのではないのでしょうか。「使い捨て」から「再利用」へと変更したところで、生態系が戻る訳ではないと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
15		24ページの(1)未利用バイオマス イ 竹 について ○の2つ目、「たけのこ生産の生産振興を進めます」は生産が二重だと思うので「たけのこの生産振興を進めます」と文言整理する必要があると思います。	御指摘のとおり、修正します。	P26
16		林地残材の燃料利用について、化石燃料使用と比べて燃料費が若干高くなっており、さらに生産・運搬コストを削減させる必要があるため、生産・運搬コストを低減させるノウハウを府内全体で共有し、木質バイオマスの利用促進を図っていただきたい。	コスト削減させる為のノウハウも含め、バイオマスの利活用を推進するための技術等は、情報交換の場を設ける等して、市町村をはじめ府内関係諸団体と共有していくことが重要と考えますので、追記します。	P29
17		木質バイオマス発電所は、舞鶴市の発電所が1か所あるが、運搬する費用が高くなり、運搬補助金がなければ林地残材を活用しにくいのが現状です。各地で木質バイオマスを推進していくためには、資源の収集や運搬を考え、小規模分散型のバイオマスの推進も検討いただきたい。	小規模のバイオマス利用施設の推進も重要と考えますので、計画で触れさせていただきます。	P29
18		燃やすための早生樹を植栽するのではなく、農家の生活を保障し、農業を継続できるよう支援していただきたい。	荒廃農地につきまして、京都府としては引き続き農業者を支援することを通じて、荒廃農地が発生しないよう引き続き努めてまいります。一方、既に各地域に存在している荒廃農地については、地域の方が利活用できる選択肢を増やすことも重要と考えています。両者は両立すると考えますので、ともに進めてまいります。	P27

No	項目	意見の要旨	府の考え方(回答案)	最終案該当箇所
19	IV バイオマス活用の推進 方向と方策	稲わらについて、すき込み以外の利用促進を検討してはどうか。	稲わらについて、すき込まれないもののうち焼却されているものは有効利用されるよう進めてまいります。	P28
20		家畜排せつ物について堆肥利用の他、「メタン発酵によるバイオガスエネルギー利用」についても、可能性がある旨記載いただきたい。	御指摘の点につきまして、追記いたします。	P28
21		計画案からは具体的なバイオマス利用の様子がよくわかりません。具体的な利用事例等を盛り込んでいただきたい。	具体的な事例につきましては、計画とは別に事例集としてとりまとめていくこととしています。	P29
22	IV バイオマス活用の推進 方向と方策	3 地域の主体的な取組の推進について、「市町村バイオマス活用推進計画の策定を支援し、地域での取組を促進」の箇所にネットワーク化の促進を追加してはどうか。	御指摘の点について、追記します。	P29
23		3 地域の主体的な取組の推進について、「○新たな技術の開発と普及⇒産学官が連携し、それぞれの役割に応じて新たな技術の開発とその普及を図る」を追加してはどうか。	御指摘の点について、追記します。	P29
24		そもそもバイオマスの範囲が広すぎて素人にはイメージできないところが多いので、過去5年前の推進計画のリンクを貼るなどして、どういう事業をやっているのか紹介いただきたい。	過去の計画については引き続きホームページに掲載いたします。バイオマス関連事業は整理した後、ホームページで公開します。	
25		バイオマス燃料製造や、利用している施設のうち気軽に見学に行けるところを案内・紹介いただきたい。	見学可能かどうかについて、事例集の中で記載し、紹介できるようにしていきます。	P29
26	V 関係者の役割	5 京都府について産学官連携や国に対しての要望を記載してはどうか。※「学」とのかかわり方が出ていないと感じます。	御指摘の点について、追記します。	P31

No	項目	意見の要旨	府の考え方(回答案)	最終案該当箇所
27	全般	計画中の語句説明について、出典元を記載と考えます。	出典元がある場合は、御指摘のとおり出典元を追加します。	
28		文字ばかりのページは読みにくいので、もっと写真やイラスト、図等をいれるべきと考えます。	御指摘のとおり可能な限り写真や図を追加します。	
29		本計画案に賛成します。積極的に推進いただきたい。	—	
30	全般	「食糧生産と競合する、バイオマスは禁止」を明記していただきたい。	京都府としても、資源作物をはじめとした農地を利用するバイオマスの活用は食料生産に影響のない範囲で取り組む必要があると考えています。その点を強調するために「はじめに」の箇所で、食料生産とバイオマス利用の競合の問題点について触れることとします。	P2
31		「地産地消が原則で、バイオマスの広域調達や輸入は禁止」を明記していただきたい。	仰るとおり原則、府内で発生するバイオマスの府内での活用(＝地産地消)の取組が望ましいと考えており、それを推進するための計画となっております。その点を強調するために「はじめに」の箇所で、バイオマスの輸入をはじめとした広域調達の問題点について触れることとします。	P2
32		地産地消のバイオマス発電所建設に、積極的な投資、助成などの支援をしていただきたい。	御指摘の助成等について、重要だと考えますので、今後事業化の検討を進めてまいります。	—